

送配電等業務指針の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第138条2項二号 第139条2項二号 第139条の2 2項二号	<p>連系線潮流の把握には事業者ごとの各エリアからの販売総量と調達総量が把握できれば、各エリアごとにこれらの総量の総和により各エリアからの送出量や流入量の把握ができるため、以下の修文案(下線部を修正)の通り、調達分ごとの計画値は不要としていただけるようお願いいたします。(要はエリア外の調達先の記載を廃止し、各エリアでのJEPX調達分のみを記載)</p> <p>【修文案】 …週間計画以前は、当該電力調達に係る合計の計画値とする。</p>	<p>現行では、連系線利用計画があるため蓋然性の高い連系線の潮流予測が可能となっておりますが、間接オークション導入後は、前日スポット取引約定以降において初めて連系線の潮流が分かることとなります。</p>
2	第138条2項三号 第139条2項三号 第139条の2 2項三号	<p>連系線潮流の把握には事業者ごとの各エリアからの販売総量と調達総量が把握できれば、各エリアでのそれら総量の総和により各エリアからの送出量や流入量の把握ができるため、以下の修文案(下線部を修正)の通り、販売分ごとの計画値は不要としていただけるようお願いいたします。(要はエリア外の販売先の記載を廃止し、各エリアでのJEPX販売分のみを記載)</p> <p>【修文案】 …週間計画以前は、当該電力販売に係る合計の計画値とする。</p>	<p>いただいた御意見にあります各エリア毎の販売総量と調達総量のみでは、相手を特定しない販売及び調達見込み量を含むことから蓋然性の高い連系線の潮流予測が難しくなります。よって、供給区域の供給力、需給状況の確認、作業停止調整等を行う上で必要となる連系線利用計画に代わる計画として、週間以前の断面においては供給区域を跨ぐ取引分毎の計画値を提出していただくことが必要となるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
3	第138条2項 第139条2項 第139条の2 2項	<p>ルール変更に伴い計画提出様式が変更となる場合は、事業者側での対応準備のために、新様式で計画受付となる半年前には新様式の公表をお願いいたします。</p>	<p>計画提出様式が変更となる場合には、できる限り速やかに公表させていただきます。</p>
4	第209条の2 1項	<p>承認電源等保有者の翌々日以降の発電に係る計画変更は減少だけでなく、増加も前日スポット取引への影響が生じるため、以下の修文案(下線部を修正)の通り、増減ともできなくするようお願いいたします。</p> <p>【修文案】 …翌々日以降の発電計画に係る計画の変更はできないものとする。…</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、翌々日以降の発電に係る計画変更の対応について明確化いたします。</p>
5	第209条の2 第2項 (業務規程 第143条の2、第143条の5 第144条、第144条の2)	<p>第8回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 資料4 P. 16に、混雑処理時に前日スポット等の計画潮流は全て同順位で抑制されるものの、※に長期固定電源等は出力維持することが示されているが、業務規程の左記条文からは出力維持されることが読み取れない。送配電等業務指針第209条の2 第2項にその旨記載されてはいるが、本来、業務規程第143条の5(混雑処理の対象外とする計画潮流等)に記載されるべき内容なのではないか。 なお、指針と規程の記載に扱いの違いがあるのであれば教示いただきたい。</p>	<p>混雑処理時においても長期固定電源等の出力を維持することは、託送供給等約款に基づく余剰インバランスとして許容されるものであり、混雑処理の対象外とする業務規程143条の5の規定に該当しません。(長期固定電源等の計画潮流については、他の約定分と同様に按分抑制により混雑処理されます。)</p> <p>業務規程は、本機関が実施する業務を、送配電等業務指針は送配電等業務に関して電気供給事業者が行う業務を各々規定することを基本としています。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
6	全般 (連携線の優先接続に関する要望)	<p>弊社は小売電気事業者として消費者および事業所に自然エネルギー発電所からの電力を供給することを理念としています。これは消費者のニーズであり、今後も供給先の拡大と合わせて自然エネルギー発電所からの調達を増やしていくことを計画しています。自然エネルギー発電の適地は比較的、首都圏のような大消費地よりも地方に多いですが、発電所建設において系統接続、連携線利用が障壁となることが少なくありません。自然エネルギー、地域間連携を推進するためにも、通例的なルール作りとは別の観点で、系統接続、連携線利用において自然エネルギーを優先することを要望します。</p>	<p>今後、ルールを検討するにあたっての御意見として承ります。</p>